第七百一条の五十六第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定するもののほか、第七百一条の四十六第一項又は第七百一条の四十七第一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、事業所税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第七百一条の六十六第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七百一条の六十七第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七百二条第二項中「第三百四十九条の三第九項から第十一項まで」を「第三百四十九条の三第十項から第十二項まで」に、「、第二十七項、第二十九項又は第三十一項から第三十三項まで」を「又は第二十八項」に改める。

第七百三条の四第六項中「第十六項及び第二十五項」を「第十五項及び第二十三項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項第一号中「第二十項」を「第十八項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第十二項を第十一項とし、第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項中「第十四項」を「第十三項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を削り、同条第十八項中「第十五項」を「第十四項」に、「第十四項」を「第十三項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第十五項」を「第十四項」に、「第十四項」を「第十三項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第十五項」を「第十四項」に改め、同項第一号中「第十四項」を「第十三項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第二十二項を第二十項とし、第二十三項を第二十一項とし、第二十四項を第二十二項とし、同条第二十五項中「第二十三項」を「第二十一項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十七項中「第二十四項」に、「第二十三項」を「第二十一項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項中「第二十四項」を「第二十二項」に、「第二十三項」を「第二十一項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「第二十四項」を「第二十二項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項中「第二十四項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十一項中「第十五項」を「第十四項」に、「第二十四項」を「第二十二項」に、「その世帯」を「その世帯」に改め、同項を同条第二十八項とする。

第七百三条の五の二第一項中「第七百三条の四第六項から第八項まで」を「第七百三条の四」に改め、「及び第八項」及び「、同条第八項中「市町村民税の所得割（退職所得に係る所得割を除く。第七百六条の二第一項において同じ。）の額（」とあるのは「市町村民税の所得割（退職所得に係る所得割を除く。以下この項及び第七百六条の二第一項において同じ。）の額（第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の市町村民税の所得割の課税標準である総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における市町村民税の所得割の額に相当する額。」と」を削る。

第七百六条の二第一項中「若しくは第八項」及び「又は市町村民税の所得割の額」を削る。

第七百八条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七百十条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第七百十一条中「三万円」を「十万円」に改める。

第七百十五条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七百十六条中「三万円」を「十万円」に改める。

第七百二十四条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「一年」を「三年」に、「十万円」を「百万円」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「一年」を「三年」に、「十万円」を「百万円」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第三項中「免かれた」を「免れた」に、「十万円」を「百万円」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「、第二項又は第四項」に、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　第一項に規定するもののほか、第七百十四条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、水利地益税等の全部又は一部を免れた納税者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5　前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第七百二十九条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七百三十条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七百三十三条の五第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七百三十三条の七第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第七百三十三条の八中「三万円」を「十万円」に改める。

第七百三十三条の十一第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七百三十三条の十二中「三万円」を「十万円」に改める。

第七百三十三条の二十一第一項及び第二項中「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第三項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「、第二項又は第四項」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　第一項に規定するもののほか、第七百三十三条の十の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、法定外目的税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6　前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第七百三十三条の二十一に次の一項を加える。

7　前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

第七百三十三条の二十五第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七百三十三条の二十六第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

附則第五条の四の二第一項第二号及び第五項第二号中「第四十一条の十八」の下に「、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三」を加え、同条第十三項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

附則第五条の四の二第一項第三号及び第六項第三号中「第四十一条の十八」の下に「、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三」を加える。